

「特許訴訟における証拠収集手続きおよび営業秘密保護」 ～裁判例の傾向と今後の展望につき法改正を踏まえた最新実務を解説～

我が国の証拠収集手続きは脆弱であると批判されてきました。証拠収集手続きの強化に伴い、今度は営業秘密保護との緊張関係が深刻な問題となってきました。両者の適切なバランスを図ることは、困難かつ重要な課題です。

本セミナーにおいては、証拠収集手続きにおいて法がどのようなメニューを用意しているか、各手続きにおいて営業秘密保護がどのように図られているか、裁判例の傾向と今後の展望、各手続きを実務においてどのように活用すべきか、などについて解説します。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【開催日】 令和2年6月5日(金) 14:00～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7階講義室702

大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 阿部 隆徳 氏 阿部国際総合法律事務所 所長

(<http://www.abe-law.com/>)

弁護士(日本・ニューヨーク州)・弁理士

大阪大学大学院医学系研究科招聘教授

【定員】 20名(定員になり次第締め切ります。)

【参加料】 会員8,700円(一般12,100円)(テキスト代含、消費税込)

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き(大阪発明協会法人会員のみ)

①(1)3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2)聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3)他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【プログラム(案)】

1. 証拠保全
2. 書類提出命令
3. インカメラ手続
4. 秘密保持命令
5. 閲覧制限
6. 査証制度(令和元年特許法改正)



大阪発明協会の研修は、新型コロナウイルス感染予防の対応として、以下に留意して実施いたします。
受講者様は、なるべくマスク着用にてご参加いただけますようお願い申し上げます。

- (1) 主催者として通常の感染症予防を徹底し、感染予防の環境整備を行います。
- (2) 研修当日は、休憩時間などに会場内の換気を行います。
- (3) 参加者に体調把握を求め、発熱等体調不良の場合は参加を控えさせる。
- (4) 参加者に感染対策の手洗い等の励行を徹底します。
- (5) アルコール消毒液の配備や当日参加者から要望があった場合に備えて、可能な限りマスクを準備します。
- (6) 可能な限り受講者同士の座席間隔が確保されるよう参加者数の見直しを行い、適切な規模の会場へ変更することがあります。

-----切り取り線-----

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
中級向け 知的財産セミナー			
申込書			
2020年6月5日開催			
「特許訴訟における証拠収集手続きおよび営業秘密保護」			
申込日 令和 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込・郵便振替)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

郵便振替口座 00940-7-312572

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員 発明協会・一般)